

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月17日	
愛媛県知事 中村 時広 殿	
提出者	
住 所 愛媛県新居浜市惣開町 5 番 1 号	
氏 名 住友化学株式会社	
工場長 村田 弘一	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0897371730	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の 2 第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	住友化学株式会社 愛媛工場
事業場の所在地	愛媛県新居浜市惣開町 5 番 1 号
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	製造業
② 事業の規模	売上高 28,953 億円 (2022 年度全社連結)
③ 従業員数	1296 名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	添付 (別図 - 1)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	添付（別表－3）	
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） 添付（別表－3）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	添付（別表－3）	
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 添付（別表－3）		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） －
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） －

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) —		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	添付（別表－4）	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 添付（別表－4）		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	添付（別表－4）	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 添付（別表－4）		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 令和5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	4835	t
	（今後実施する予定の取組等） 電子マニフェスト化対応完了		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別図－1

製造工程・廃棄物処理工程に関するフローシート

製造設備

新居浜地区	化成肥料
	硫酸
	硝酸
	硝安
	ニトロベンゼン
	アニリン
	水素
	アジピン酸
	硫安
	MMAモノマー
	メタアクリル樹脂
	アクリロニトリル
	ソクシノール
	多目的生産
	メチルメルカプタン
	メチオニン
	ボイラー
菊本地区	
	ポリ塩化ビニル
	苛性ソーダ
	エピクロルヒドリン
	MDI
	カーバメイト系農薬
	ポリオール
	高純度アルミナ
	エンジニアリングプラスチック
	塩素
	水酸化アルミニウム
	アルミナ
	硫バン

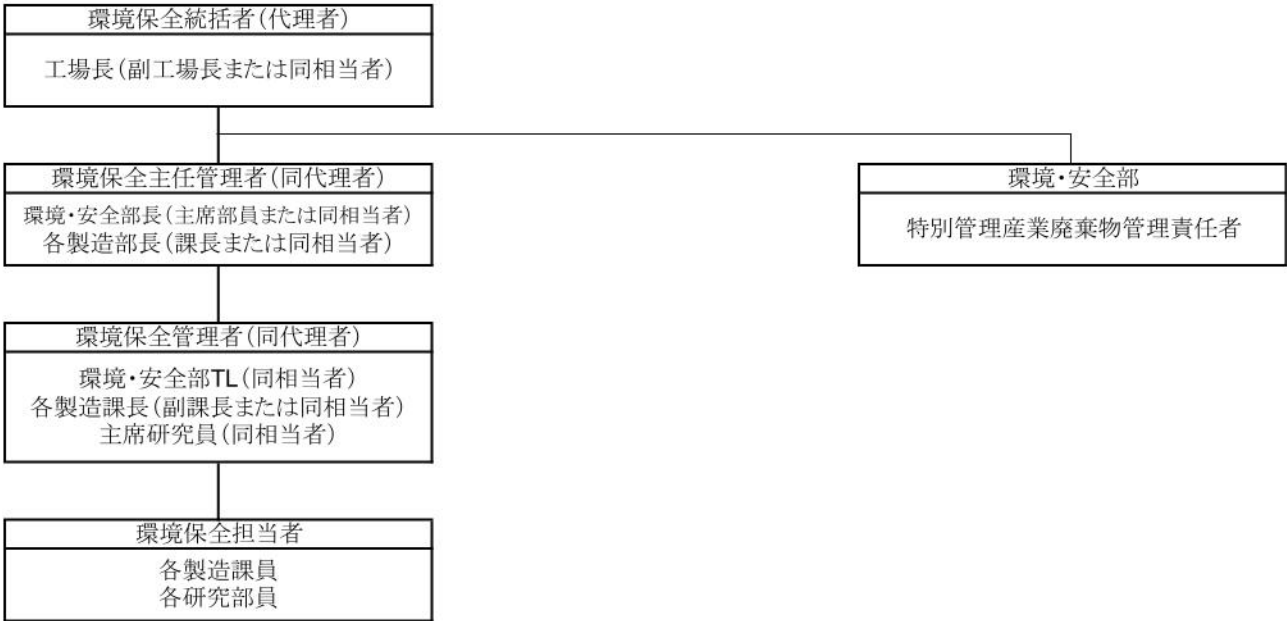
産業廃棄物処理工程

汚泥	外部委託処分
廃油	外部委託処分
廃酸	外部委託処分
廃アルカリ	外部委託処分
PCB等	外部委託処分
廃石綿等	外部委託処分
感染性産業廃棄物	外部委託処分

別図－2. 1
管理体制を示した図

住友化学株式会社 愛媛工場

(1) 組織図



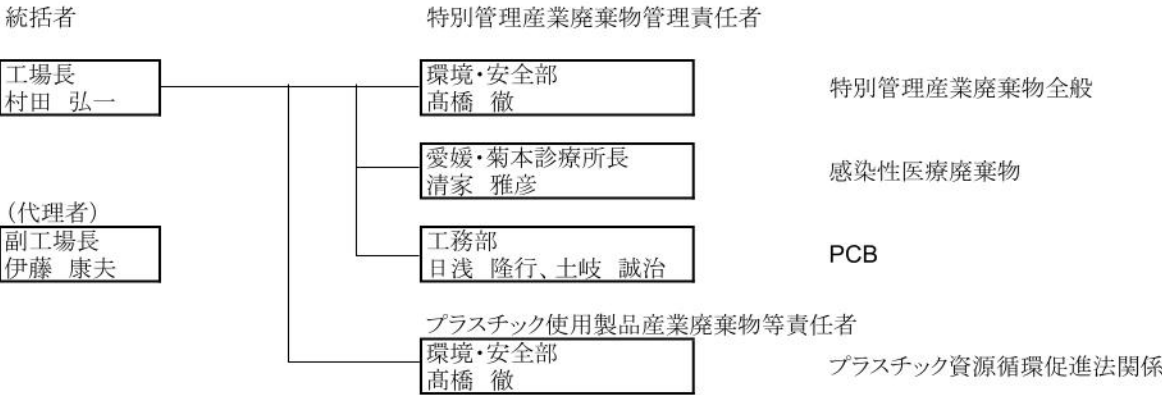
(2) 職務分担

職 名	氏 名	職 務 内 容	
		全 般	産業廃棄物の管理に関すること
環境保全統括者	工場長	環境保全管理者等を指揮して統括管理する	同左
環境保全主任管理者	環境・安全部長 各製造部長	環境保全に関し、統括者を補佐し、所管の環境保全管理者を指揮する	環境保全担当者を選任する
環境保全管理者	環境・安全部TL 各製造課長 主席研究員	環境保全に関して、日常管理および処理計画等の立案、推進責任者	発生量、処理方法等の把握 適正保管、収集運搬、適正処分に関する業務 再資源化、減量化 処理施設維持管理
環境保全担当者	各製造課員 各研究部員	実務担当者	同左
環境・安全部	有資格者	環境保全業務全般に関する管理・調整	特別管理産業廃棄物管理責任者
	担当者		プラスチック使用製品産業廃棄物等責任者

別図－2. 2

愛媛工場 産業廃棄物管理法定組織図

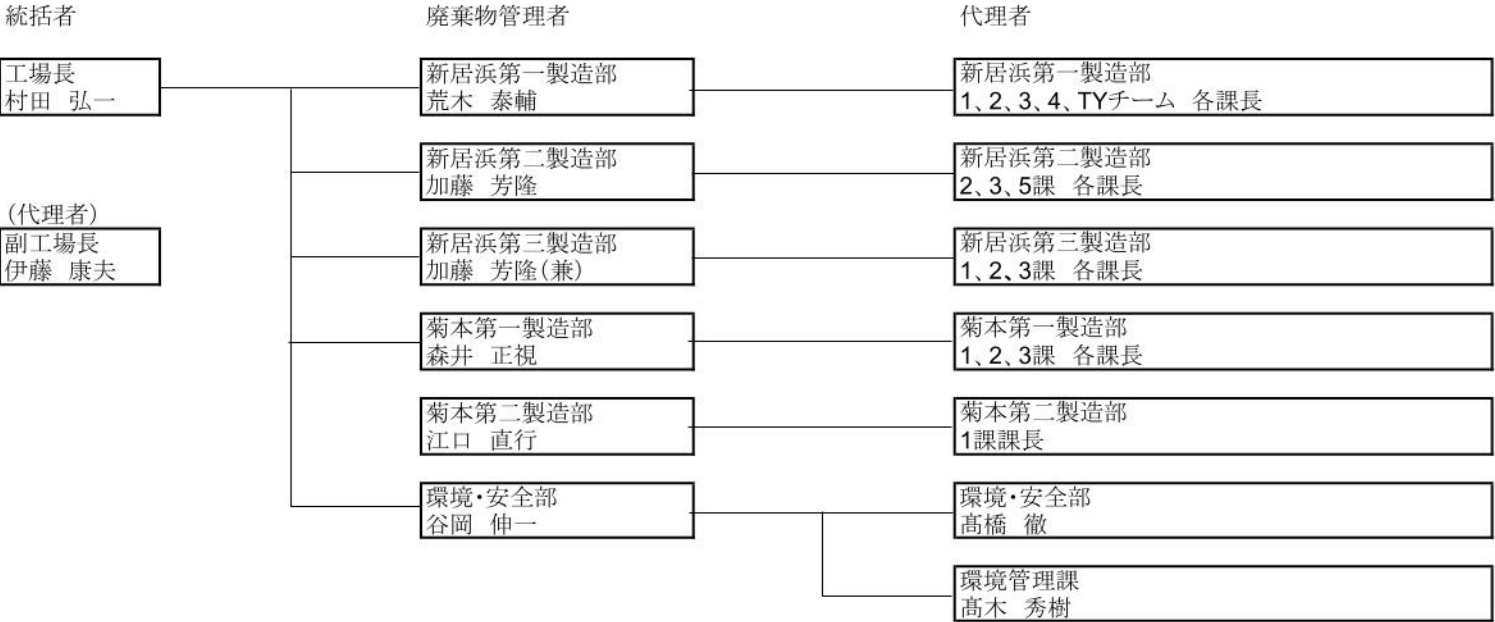
令和 6年 4月 1日現在



別図－2. 3

愛媛工場 産業廃棄物処理自主管理組織

令和 6年 4月 1日現在



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に係る事項

①現状	【前年度(令和 5年度)実績】								(単位:t)
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	PCB等	廃石綿等	感染性産業廃棄物	合計
	排出量	1,194	2,678	24	939	0	0	0	4,835
	(これまでに実施した取組) ・汚泥・廃油:生産工程の見直しや製品回収強化対策により廃棄物の減量化。								
②計画	【目標値】								(単位:t)
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	PCB等	廃石綿等	感染性産業廃棄物	合計
	排出量	1,500	5,000	10	1,000	10	10	1	7,531
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥・廃油:生産工程の見直しや製品回収強化対策により廃棄物の減量化を継続。								

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和 5年度)実績】 (単位:t)								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	PCB等	廃石綿等	感染性産業廃棄物	合計
	全処理委託量	1,194	2,678	24	939	0	0	0	4,835
	優良認定処理業者への処理委託量	1,194	2,444	11	939	0	0	0	4,587
	再生利用業者への処理委託量	0	399	0	0	0	0	0	399
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1,093	1,989	1	502	0	0	0	3,585
	(これまでに実施した取組) ・汚泥・廃油:生産工程の見直しや製品回収強化対策により汚泥・廃油の排出量を削減し処理委託量を抑制。								
②計画	【目標値】 (単位:t)								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	PCB等	廃石綿等	感染性産業廃棄物	合計
	全処理委託量	1,500	5,000	10	1,000	10	10	1	7,531
	優良認定処理業者への処理委託量	1,500	5,000	0	1,000	0	0	1	7,501
	再生利用業者への処理委託量	0	1,000	0	0	0	0	0	1,000
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	3,000	0	300	0	0	1	3,301
	(今後実施する予定の取組) ・汚泥・廃油:生産工程の見直しや製品回収強化対策により汚泥・廃油の排出量を削減し処理委託量の抑制を継続。								